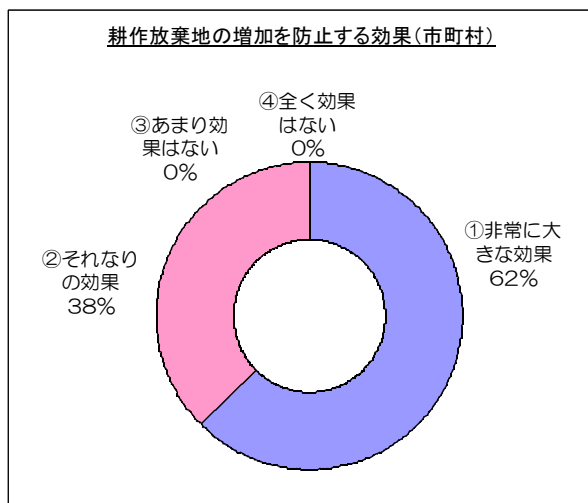


中間年評価 市町村アンケート調査結果（全16市町村）

問1 中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加を防止する効果があると思いますか。

- ①非常に大きな効果がある ②それなりの効果がある
③あまり効果はない ④全く効果はない

①	10	②	6	③	0	④	0
---	----	---	---	---	---	---	---

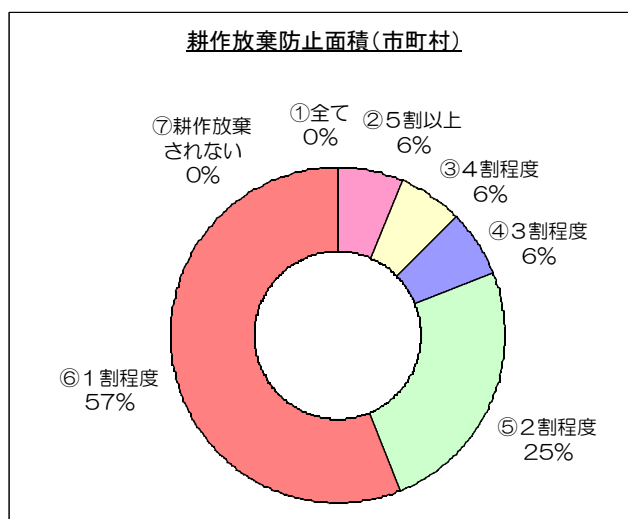


全市町村が制度は効果があると回答

問2 本制度に取り組んでいなければ、当該協定農用地については平成17年度～平成21年度の5年間でどのくらいの農用地が耕作放棄されると思いますか。

- ①全て ②5割以上 ③4割程度 ④3割程度 ⑤2割程度
⑥1割程度 ⑦耕作放棄されない

①	0	②	1	③	1	④	1	⑤	4
⑥	9	⑦	0						

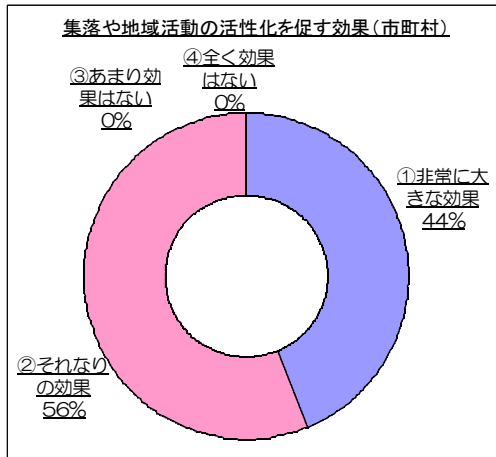


1割程度の回答が最多
5割程度とした市町村も

問3 本制度は、集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果があると思いますか。

- ①非常に大きな効果がある ②それなりの効果がある
③あまり効果はない ④全く効果はない

①	7	②	9	③	0	④	0
---	---	---	---	---	---	---	---

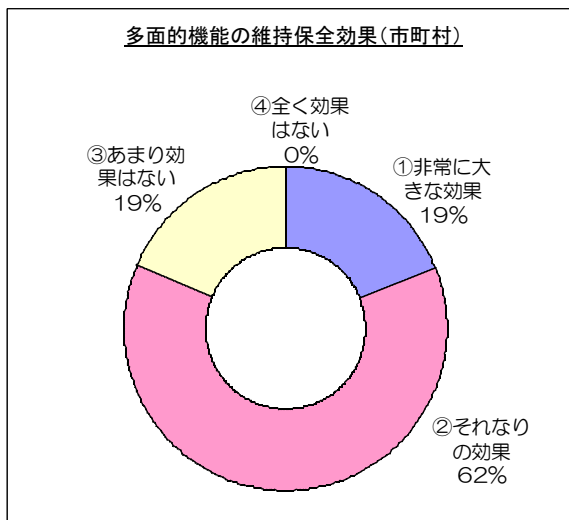


地域活動の維持・活性化にも全市町村が効果ありと回答

問4 本制度は、国土保安や保健休養機能等の多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果があると思いますか。

- ①非常に大きな効果がある ②それなりの効果がある
 ③あまり効果はない ④全く効果はない

①	3	②	10	③	3	④	0
---	---	---	----	---	---	---	---



多面的機能の発揮は8割の市町村が効果ありと回答

4-1 【問4で①または②と答えた方にお聞きします。】

国土保安や保健休養機能等の多面的機能の増進または発揮の取り組みを通じてどのような効果があったと感じますか。

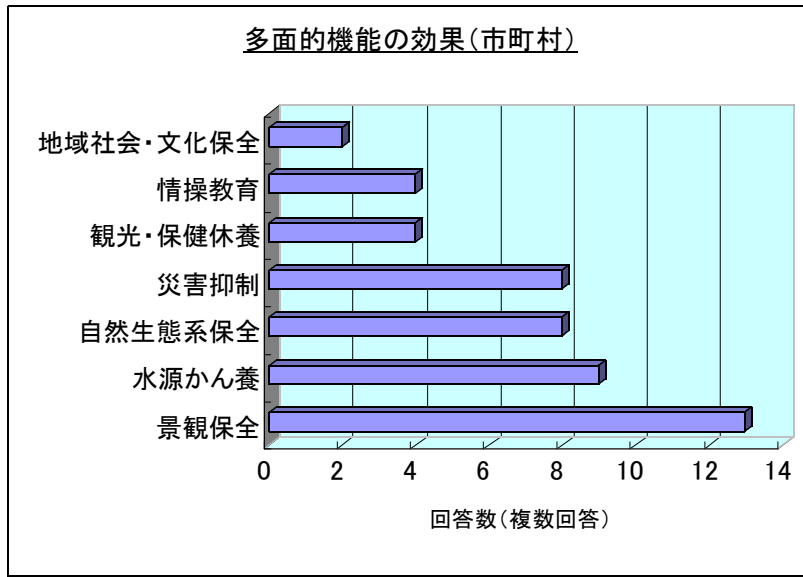
(複数回答可)

- ①自然生態系の保全 ②災害の抑制 ③水源のかん養
 ④観光・保健休養 ⑤情操教育 ⑥景観の保全
 ⑦地域社会・文化の保全に効果があった
 ⑧その他(具体的に:)

(注) 「情操」とは、「美しいもの、すぐれたものに接して感動する、情感豊かな心。」のこと。
 また、「情操教育」とは、「情操の豊かで健全な育成を目的とする教育。」のこと。

(出典：小学館「デジタル大辞泉」)

①	8	②	8	③	9	④	4	⑤	4
⑥	13	⑦	2	⑧	0				

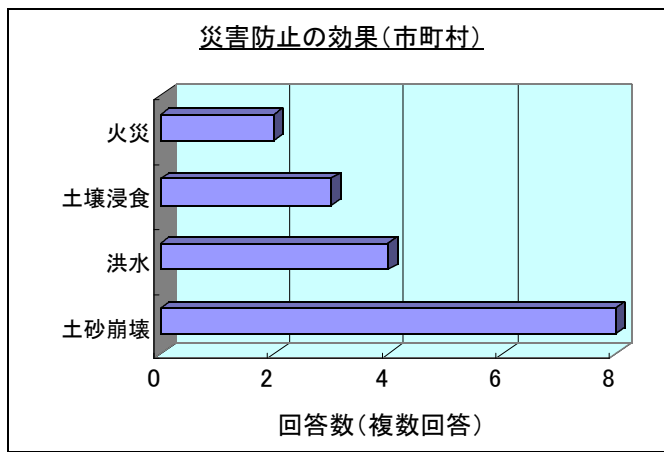


多面的機能として
は景観保全が最多

4-2 【問4-1で②と答えた方にお聞きします。】
災害の抑制とは具体的にどのような災害が防止されていると思いますか。(複数回答可)

- ①土壌浸食 ②土砂崩壊 ③洪水 ④火災
⑤その他 具体的に：

①	3	②	8	③	4	④	2	⑤	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



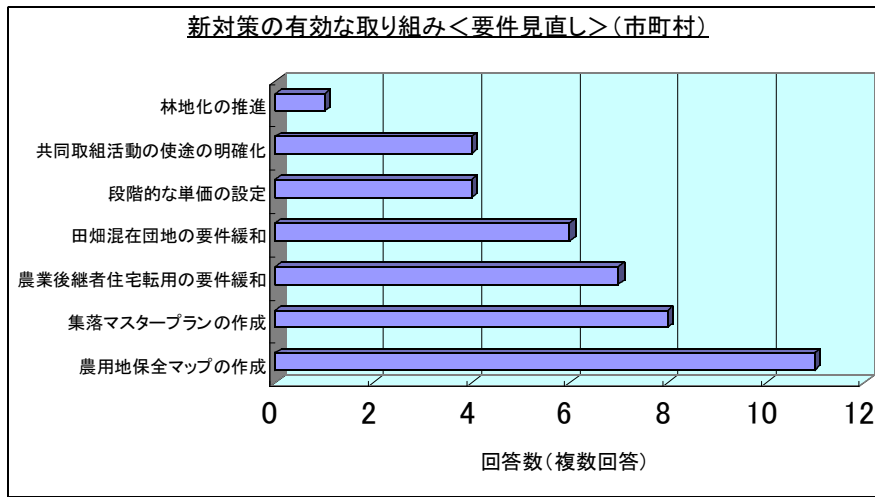
制度が土砂崩壊の抑制
に効果を発揮すると5
割の市町村が回答

問5 平成17年度からの新たな対策で、有効と思われるものは何ですか。(複数回答可)

○要件の見直し等

- ① 集落の将来に対する意識向上 (集落マスタープランの作成)
- ② 適正な農地の保全に対する意識向上 (農用地保全マップの作成)
- ③ 農業後継者の住宅転用は当該転用部のみの返還へ緩和
- ④ 田畑混在の1haの団地を可とする要件緩和
- ⑤ 地目の緩和による林地化の推進
- ⑥ 共同取組活動の用途の明確化
- ⑦ 基礎単価及び体制整備単価の段階的な単価の設定

①	8	②	11	③	7	④	6	⑤	1
⑥	4	⑦	4						



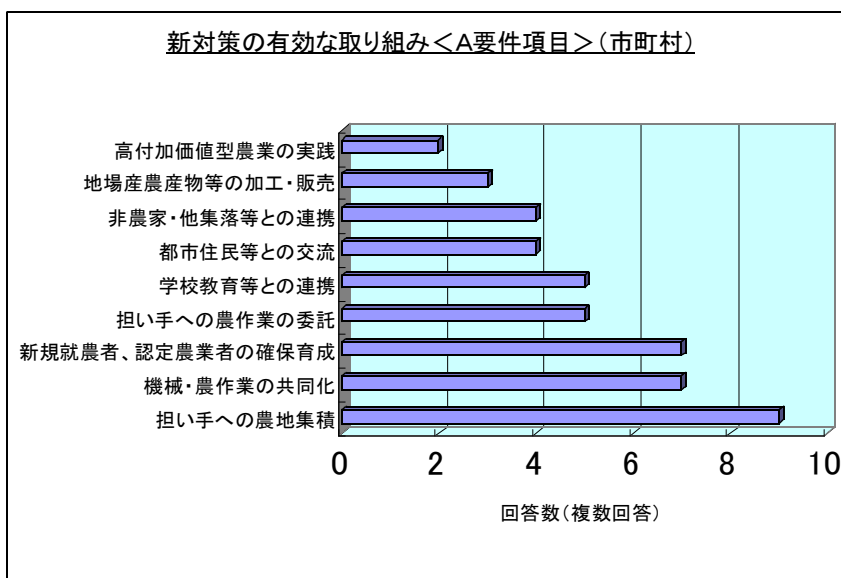
新対策の有効な取り組みは「農用地保全マップの作成」が最多。以下「マスタープランの作成」と続く。段階的単価の設定が有効と回答したのは25%にとどまる。

○積極的な取組

(A要件)

- ⑧ 機械・農作業の共同化
- ⑨ 高付加価値型農業の実践
- ⑩ 地場産農産物等の加工・販売
- ⑪ 新規就農者の確保及び認定農業者の育成
- ⑫ 担い手への農地集積
- ⑬ 担い手への農作業の委託
- ⑭ 保健休養機能を活かした都市住民等との交流
- ⑮ 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
- ⑯ 多面的機能の発揮に向けた非農家・他集落等との連携

⑧	7	⑨	2	⑩	3	⑪	7	⑫	9
⑬	5	⑭	4	⑮	5	⑯	4		



A要件の有効な取り組みは「担い手への農地集積」が最多。以下「機械・農作業の共同化」、「新規就農者等の確保・育成」と続く

○より積極的な取組

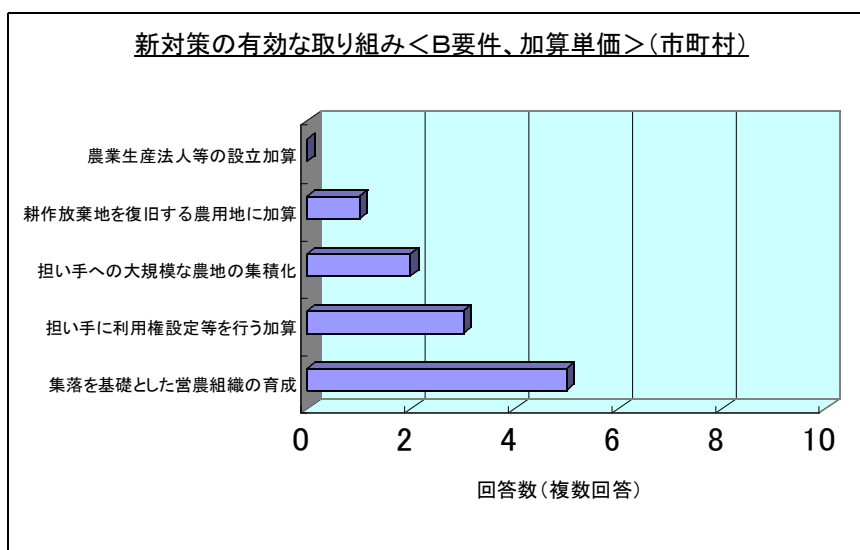
(B要件)

- ⑰ 集落を基礎とした営農組織の育成
- ⑱ 担い手への大規模な農地の集積化

(加算措置)

- ⑲ 担い手に対して利用権設定等を行う加算
- ⑳ 耕作放棄地を復旧する農用地に加算
- ㉑ 農業生産法人等を設立する場合の加算
- ㉒ その他 { 具体的に：

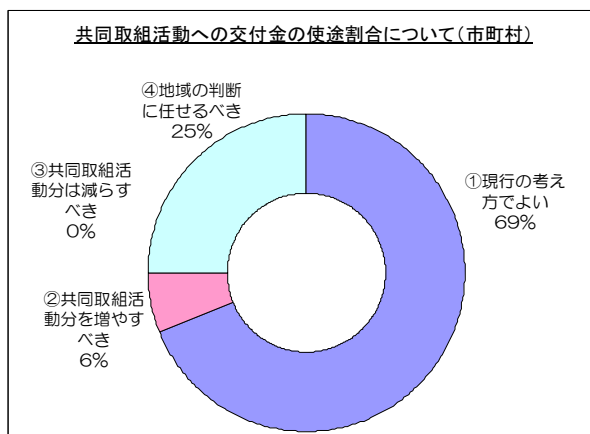
⑰	5	⑱	2	⑲	3	⑳	1	㉑	0
㉒	0								



問6 本制度においては、交付金の交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充てることが望ましいとされていますが、このことについてどのように考えますか。

- ① 現行の考え方でよい
- ② 共同取組活動分を増やすべきだ
- ③ 共同取組活動分は減らすべきだ
- ④ 地域の判断に任せるべきだ
- ⑤ わからない

①	11	②	1	③	0	④	4	⑤	0
---	----	---	---	---	---	---	---	---	---

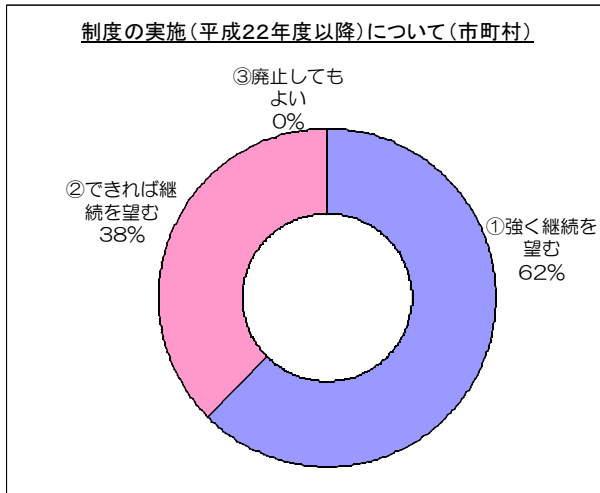


交付金の使途は7割が現行の考え方を支持

問7 本制度の実施期間は平成21年度までとなっていますが、平成22年度以降についてどのように考えますか。

- ①強く継続を望む ②できれば継続を望む ③廃止してもよい
④どちらでもよい ⑤わからない

①	10	②	6	③	0	④	0	⑤	0
---	----	---	---	---	---	---	---	---	---

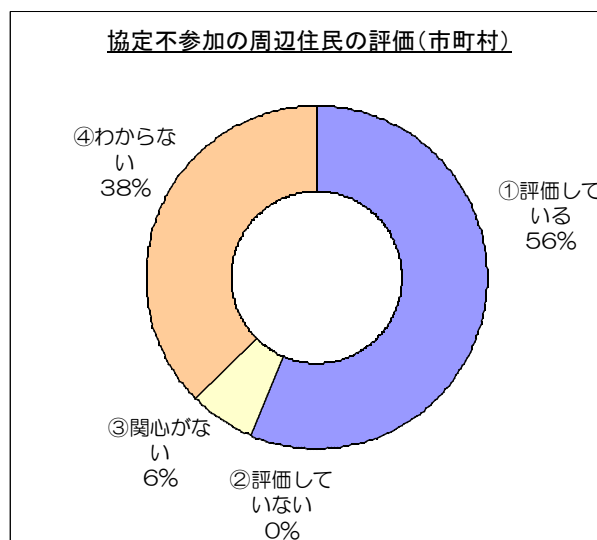


全市町村が制度継続を望む

問8 協定に参加していない周辺住民の方は、本制度をどのように評価していると思いますか。

- ①評価していると思う ②評価していないと思う
③関心がないようだ ④わからない

①	9	②	0	③	1	④	6
---	---	---	---	---	---	---	---



周辺住民が評価しているとの回答は約6割

問9 本制度に取り組んだことにより、市町村に今まではなかった新たな芽が出たと感じたものがあれば自由に記入して下さい。

回答：別紙のとおり

問10 本制度に対するご意見、ご要望等がありますか。自由に記入して下さい。

回答：別紙のとおり

(別紙)

問9 本制度に取り組んだことにより、市町村に今まではなかった新たな芽が出たと感じたものがあれば自由に記入して下さい。

事 項	回答数	主 な 回 答
集落の活性化に関する事	4	<ul style="list-style-type: none"> ・集落活性化に向けた共通の意識が生まれ、話し合う機会が増加した。 ・農地保全のための共同活動を行うことにより、集落の連帯感が強化された。 ・非農家等との交流が生まれた。
耕作放棄地の解消に関する事	5	<ul style="list-style-type: none"> ・農地保全に係る規範意識が高まり、意識向上、結束力の強化等、地域での具体的な動きにつながった。 ・協定参加者の自覚と責任感が生まれ、農地の荒廃防止や耕作放棄地の減少につながった。 ・農地や農道・水路等の施設を守る意識が強まった。
農業振興に関する事	6	<ul style="list-style-type: none"> ・集落の農業を守る意識の高揚が、集落営農体制の構築のきっかけとなり、集落営農に向けた話し合いが始まった。 ・朝市・直売所での加工販売推進につながった。 ・受託作業の組織化や、法人の設立が促進された。 ・町が推進する自然環境農業を、集落協定の多面的機能の増進活動事業として実施することで、町内全域に拡大した。
その他	2	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度に取り組むに当たり、地域の牽引役となる者が生まれた。 ・農家直営による農道舗装等の取組が始まった。

問10 本制度に対するご意見、ご要望等がありますか。自由に記入して下さい。

事 項	回答数	主 な 意 見 ・ 要 望
制度維持に関する事	6	<ul style="list-style-type: none"> ・集落や営農環境の維持のため本制度の継続を要望。 ・本制度は耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保等の観点から非常に重要な制度であり、今後も制度が継続されることを要望。 ・本制度が廃止された場合には耕作放棄地の増加が著しくなることが懸念される。 ・耕作不利地の中山間地域等では何らかの支援がないと営農活動が困難であり、本制度は引き続き実施されることが必要。 ・限界集落等では農地を管理・維持する人材が著しく不足しており、更に手厚い支援が必要。
事務処理に関する事	3	<ul style="list-style-type: none"> ・集落側は特に事務量が多いと感じており、事務の簡素化を要望（集落側が行う事務を一手に引き受けるシステムを市町村が構築するのに係る人件費等システム構築費の充足）。 ・活動に対する集落から市町村への提出書類の明確化。 ・市町村の事務が繁雑であり、軽減に繋がる仕組みとされたい。
制度要件に関する事	2	<ul style="list-style-type: none"> ・一団の農用地の要件の撤廃。 ・D I Dからの距離が30分以内の地域においても急傾斜地を抱え、高齢化や担い手不足から多面的機能が低下している地域があることから、京都府の特認地域の見直しを希望。
その他	2	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金の支払いが一括年度末となっており、活動に支障が生じることも考えられるため改善されたい。 ・集落協定以外の獣害対策の共同作業を現在の位置付け以上の活動として位置付けられたい。